

6 湯陳第 4 号の 2
令和 6 年 8 月 19 日

公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部
支部長 藤井 香大 様、会員一同 様

神奈川県宅建政治連盟 小田原地区連盟
地区本部長 藤井 香大 様

湯河原町長 内 藤 喜 文



要望書について（回答）

令和 6 年 8 月 5 日付けをもって要望のありましたことについて、次のとおり回答します。

1. デジタル化 湯河原町地理情報システムについて

【要望】

- ① 湯河原町景観計画に依る建築物等の高さ、階層の制限があるのですが、湯河原町地理情報システムに反映されておりません。建物的高さは宅建業者のみならず、町民、移住者、建設業者など、様々な方々の生活に密接する内容であり、かなり重要度の高い項目であるので、早急に対応されるよう要望します。
- ② 用途地域等の都市計画の閲覧について、透過が出来ない設定になっており、準防火地域などが用途地域の表示と重なると調査物件の場所が分からなくなっているため、透過対応し見やすくなるよう要望します。
- ③ 町営水道、公共下水道について、湯河原町地理情報システムで閲覧できるよう要望します。

【回答】(デジタル推進室)

- ① 湯河原町景観計画につきましては、デジタルデータがございませんので、データ整備も併せて検討してまいりたいと考えております。
- ② 複数の用途地域等のデータを重ねて表示する関係で、見にくくなる場合もありますので、少しでも見やすく使いやすいシステムとなりますよう、透過率の変更や色合いなどを改善してまいりたいと考えております。

- ③ 上下水道管網図については、すでにデジタル化しておりますが、上下水道施設の概ねの埋設位置を示しているもので、必ずしも正確性が担保されている資料ではなく、現地の状況と一致するものではないことから、現在公開しておりません。今後、現状と異なることがある場合をご承諾の上、参考図として閲覧いただけるよう検討してまいりたいと考えております。

2. 登記情報提供サービスの利用について

【要望】

- ① 各種手続きにおける申請書類に関し「登記情報提供サービス」にて取得できる登記情報(いわゆるネット謄本)を利用できるよう要望します。
- ② 道路・水路の占有許可や農地転用5条の申請など、現在、法務局にて取得した登記簿謄本や図面類を添付する各種手続きにおいても、オンライン申請を可能としていただくよう要望します。

【回答】(デジタル推進室)

- ① 税務収納課における住宅家屋証明書などの申請手続きに係る添付書類に関しましては、既にネット謄本が利用できますので、ほかの申請手続きにつきましても、法令等を遵守しながら検討してまいりたいと考えております。
- ② オンライン申請につきましては、システム導入の可否等も併せて検討してまいりたいと考えております。

3. 町外からの移住者へのサービスについて

【要望】

湯河原町においてもさがみ信用金庫と協定を締結し、「空き家対策専用住宅ローン」が利用出来るよう要望します。

【回答】(地域政策課)

本町の空き家対策及び移住促進の一助となることから、早急にさがみ信用金庫と協定締結に向けた協議を行ってまいります。

4. 道路後退(セットバック)について

【要望】

土地所有者が湯河原町へ申請すれば、道路後退部分を速やかに町へ移管出来るような仕組み作りを進めて頂けるよう要望します。例えば、財政的に申請毎に対応すると費用が嵩むのであれば、10～20申請分がまとまった段階で、測量業者に委託し、測

量・分筆手続き行うといった方法が他町では取られているようです。

【回答】(土木課)

本町では、道路後退部分の移管について、土地所有者からの申し出により、道路後退部分の土地の寄附を受けておりますが、所有権移転に係る登記手続き以外は、土地の整備を含め寄附者をお願いしている状況です。

道路後退部分の移管については、以前の要望の際にも回答させていただいておりますが、先進市町の定める後退用地移管の要綱等を参考にして、引き続き研究して参ります。

5. 地籍調査について

【要望】

DID 地区での地籍調査の早期の完了、また、山間部を除く DID 地区外での今後の地籍調査のスケジュール化を要望します。

【回答】(土木課)

本町では平成20年度より地籍調査に着手し、現在に至るまで主に人口集中地区（D I D地区、約3㎢）を調査の対象地区としております。

令和5年度3月末時点で人口集中地区（D I D地区）の進捗率は28.1%となっており、引き続き当該地区の調査を進め、事業の早期完了に努めてまいります。

よって、人口集中地区（D I D地区）外の地籍調査のスケジュール化については、今後の調査の進捗状況を見据えながら、実施していきたいと考えております。

6. 土肥地区、中央地区での土地区画整理事業地後の状況について

【要望】

土地区画整理法上、区画整理事業で定めた道路幅員が無いことは問題であり、土肥地区、中央地区の土地区画整理事業地内においても、改めて地籍調査を行い、適切な境界標の設置、地籍測量図の作成を行うよう要望します。

【回答】(土木課)

本町としても土地区画整理事業を実施した地区の地籍調査の必要性は認識しております。現在、他の地域の地籍調査を行っているところでございますので、それらの進捗状況を踏まえ、土地区画整理地区の調査時期について検討して参ります。

7. 独居(高齢)者の見守り及び孤独死対応について

【要望】

独居老人の見守りについて、民生委員に任せるだけでなく、ライフラインと同様な考えで見守りセンサーといった装置の設置やランニング費用の補助、身寄りのない方や相続人が片付けを拒否した際の遺品整理について補助をするといった貴町としての仕組み作りを要望します。

また、貴町と宅建協会小田原支部との間で、今後の住まいのあり方や他市町に先駆けた高齢者住宅に関わる仕組みを作成するといった機会を継続して行えるよう要望します。

【回答】(介護課)

高齢者等に対する見守り支援の取組みにおいて、これまで本町においては、一人暮らし高齢者等に対する緊急通報システムの貸与や、安否確認を兼ねた配食サービスを実施するほか、地域の民生委員等による定期的な見守り活動や地域包括支援センターによる訪問活動、民間企業との協定締結による通報体制の確保など、地域の方々を含めた官民一体による支援体制の構築に努めてまいりました。

今後は、これまでの能動的な緊急通報システムや不定期的な見守り体制だけでなく、「自動的に感知できるシステムの導入」について検討してまいりたいと考えております。

以上